

提案する諸条例等の制定要旨

議案第85号 南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が平成31年4月17日に公布されたことにより、国の定める印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）が一部改正され、旧氏による印鑑登録が可能となったことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和元年11月5日）と定めています。